



令和7年12月10日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月10日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大阪	都島	5両×18日 1両×20日	京都	左京	3両×20日
大阪	東住吉	5両×18日 1両×22日	奈良	染田	2両×52日
大阪	東成	6両×15日 1両×20日	奈良	上北山	1両×97日
京都	久御山	3両×27日 1両×29日	和歌山	市鹿野	1両×102日
京都	京都西	1両×60日			

3. 処分日

令和7年12月10日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448